

青森県助産師出向支援導入モデル事業実施要領

1 目的

青森県助産師出向支援導入モデル事業は、公益社団法人青森県看護協会が青森県からの委託により実施する青森県助産師出向支援導入事業実施要綱に基づき、助産師の出向について希望のあった施設の助産師出向を行い、今後の助産師出向支援導入事業の円滑な推進に資するものである。

2 出向目的

出向元の助産師が出向先の助産師の実践業務を応援することを目的とする。

3 出向期間

平成 29 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの 6 か月とする。

4 出向助産師

出向元の病院から 2 人を出向させる。ただし、1 人の助産師が連続する 3 か月出向する。

5 協定書

出向元と出向先、出向する助産師間であらかじめ必要な事項を協議・確認し、協定書を交わすこととする。

協定書には次の項目を取り交わすことが望まれるが、特性に応じた項目の追加や簡略化を妨げるものではない。

【協定書の項目例】

- ① 出向助産師氏名
- ② 在籍型出向であることの明記(出向助産師が出向元施設の労働者の地位を有したまま出向する旨)
- ③ 業務内容及び配属
- ④ 出向期間
- ⑤ 労働（勤務）条件（勤務時間、休日、年次有給休暇、時間外勤務等）
- ⑥ 服務規律
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 安全管理
- ⑨ 守秘義務（秘密保持）
- ⑩ 給与、賞与の支給
- ⑪ 給与、賞与の負担
- ⑫ 時間外労働手当、教育研修、赴任及び帰任旅費等の負担
- ⑬ 社会保険、労災保険等
- ⑭ 勤務実績の報告

⑮ 負担金の支払い

⑯ 標記項目が途中で変更になった場合や契約を解除することになった場合の協議や報告方法

他、必要に応じて項目を追加し協定書を作成する。

6 助産師出向の支援及び調整等

助産師出向のための支援及び調整等は、別に定める「助産師出向支援導入事業指針」及び青森県助産師出向支援導入事業助産師コーディネーター設置要綱に基づき行う。

附 則

この要領は、平成29年5月15日から施行する。